平成２１年（フ）第２７号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原3151番地の２
債務者　長尾　友弘
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第２９号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4673番地11
債務者　小林　雄一
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第８４号
熊本県八代市岡町谷川1111番地
債務者　小林　　修
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第８６号
熊本県八代市日奈久浜町無番地
債務者　田上　一春
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１３３２８号
埼玉県新座市野火止５丁目22―７
債務者　古橋　直也
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３２９号
千葉県野田市堤根61―３―102
債務者　咲間　玲子
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６５５号
東京都葛飾区水元１丁目１―11
債務者　岩城　大樹
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６６４号
東京都八王子市石川町1920―２―706
債務者　峯岸　久枝
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６６５号
東京都練馬区北町２―31―22、住民票上の住所茨城県つくば市高見原４丁目２―44
債務者　渡邉　慶章
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７１号
東京都板橋区氷川町１―７―1501
債務者　中島　一恵
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７７号
東京都足立区本木２丁目21―８―102
債務者　内藤　英之
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８５号
福島県郡山市安積町日出山字一本松25―101
債務者　遠藤　文雄
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８６号
福島県郡山市安積町日出山字一本松25―101
債務者　遠藤三枝子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８７号
福島県郡山市安積町日出山字一本松25―101
債務者　遠藤　　恵
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７１８号
東京都墨田区押上１―41―10　サンフル押上Ⅱ211、住民票上の住所東京都江戸川区一之江７丁目37―５―502
債務者　田嶋千栄子（旧姓赤羽）
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７３６号
埼玉県上尾市大字久保283―９―402
債務者　里村紀美香
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部